

宣 言

『過激社會運動取締法案』に對して

(一)

過激社會運動取締法案は今や資本家の走狗に依つて資本家の議會に上呈された。其の内容が何等かは無論、その點を極めて我等の自由と正義を破壊する暴虐であるとも、我等は今之れに對して區々たる批評を試みるものでない。況して狂亂の敵が自滅を慶するとも恐れを感じて、之を阻止し又は變改を促さうとするものでない。却て我等はかかる暴虐の法令を用ひるに非ざれば、我等と戦闘し得なくなつた彼等權力階級の醜惡の苦惱を嘲笑し且つ自ら暴穴を搾る吸血鬼の醜惡を鞭撻する。

(二)

然し専ら我等はかかる暴虐なる挑戦に對しては駆けて黙逃する譯には行かない、故に當然立つて挑戦に應ずる、其戰ひが如何なる形を以て現はれ、如何なる態度を示すかは別として我等は從來、戦るべき種々からざる階級戦の最後の決戦に於てなるべく犠牲と悲愴とを少くし其の終結の速かなならん事を切望した。然るに彼等權力階級は今や暴虐主義の法律を提出して將來の

戰闘に大擾亂と大悲惨との蓋然性を露らした。

(三)

將來の戰ひが如何に多くの悲惨と擾亂とを産み如何に多くの犠牲を要求し、鮮血流れ骨肉飛ぶとまゝ、それは我々の罪でない、一つに斯くならしめた權力階級それ自身の責任である。

(四)

我々は無抵抗主義者ではない。我々は我々の自由と正義との爲めには、如何なる犠牲とも拂ふことを辭するものではない、濫や狂亂者の自殺を願ふことは、自由、正義を愛する我々の當然の任務である。我々は駆けて社會を暴虐者の手から救ひ安寧あり秩序ある新社會を創造しなければならぬ。

(五)

全國のプロレタリア兄弟、同志戰友よ、戰闘は今や内面的な激烈なる敵戦となつた。權力階級に處げられ永久に奴隸として服役するか、權力階級を離れて彼等を越へプロレタリアに附せしむるか、それ既に天下の闇ヶ隙である。

(六)

權力階級よ、我々は今此所に勇敢に此大敵に挑戦を宣誓する。

大正十一年三月

勞 働 運 動 團 體 同 明 會

體 團 參 加

自由人聯盟	同	友	會	勞	動	社	北郊	自	主	會
北	風	會	ニスモ俱樂部	水	曜	會	正	進		
關	西	勞	動	社	曜	會	赤	瀾		
啓	明	會	アロレタリア社	文	化	學	時	計	工	組合
種	時	社	五	月	會	信	工	工	人	會
建	設	者	同	工	組	友	工	組	人	會
黑	色	勞	動	會	無	名	黑	濤		
前	衛	社	新	日本建設社	新	人	時	工		
造	機	船	工	勞	組	工	計	工		
小	說	家	協	會	日本	勞	工	組		
					日本鐵夫總同盟	月島勞	工	會		
					月島勞	相談所	會			